

議案第 23 号

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（地域手当の支給に関する特例）

- 3 当分の間、幼稚園の教育職員に対し支給する地域手当の月額については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、同項中「100分の 4」とあるのは、「100分の 2」とする。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。